

核セキュリティに関する検討会
放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ（第1回）
議事要旨

1. 日時

平成26年10月10日（金） 13:30～15:30

2. 場所

原子力規制委員会 9階 放射線防護対策部大会議室

3. 出席者

担当委員

田中 知 委員

外部専門家

秋山 信将 国立大学法人一橋大学国際・公共政策研究部教授

板橋 功 公益財団法人公共政策調査会第1研究室長

一政 祐行 防衛省防衛研究所主任研究官

岩橋 修 公益財団法人警察協会専務理事

小田野直光 独立行政法人海上技術安全研究所研究統括主幹

内藤 香 元 公益財団法人核物質管理センター理事長

眞嶋 洋 株式会社日本海洋科学顧問

山口 一郎 国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官

原子力規制庁

角田 英之 放射線防護対策部放射線対策・保障措置課長

島根 義幸 放射線防護対策部放射線対策・保障措置課放射線規制室長

本間 広一 放射線防護対策部放射線対策・保障措置課放射線規制室

説明者

公益財団法人 原子力安全技術センター

公益社団法人 日本アイソトープ協会

議題1) 放射性同位元素に係る核セキュリティについて

事務局及び説明者から資料の説明を行い、それに続き、以下のとおり質問及びコメント（以下、「●」と表示。）、それらに対する回答（以下、「○」と表示。）が行われた。

【資料1 関連】

- 資料の P7 における勧告文書の適用範囲の項目内に記載している、「維持」とはどんな意味なのか。
- 「メンテナンス」という趣旨である。

【資料 2 関連】

- 遠隔治療装置の線源とは、具体的にどのようなものか。
- 病院で使用されているもので、放射線治療を行うためのテレコバルトと言われる装置がある。
- ネットワークを通じて運用しているのであれば、装置の暴走などの対策をする必要がある。
- 非常停止スイッチで停止させる方法がある。
- セキュリティの議論に、非密封線源を含まないのは何故。
- IAEA で核セキュリティシリーズの実施指針に非密封線源を含める改訂作業が行われている。密封線源に引き続いて、非密封線源の検討を行う予定である
- 線源登録管理制度は、法律に基づく制度であるか。
- 放射線障害防止法に基づいて運用している。
- 資料の P5 にてカテゴリ分けがされているが、D値は IAEA が定めている分類なのか。
- その通り。

【その他】

- 制度化する際には、どのように要求事項を記述すれば事業者が規制当局の意図するところを理解し効果的に運用できるのかが重要となる。